基発１１０５第１号
国不建第１０５号
令和６年１１月５日

公共発注者の長　殿

厚生労働省労働基準局長
国土交通省不動産・建設経済局長
（　公　印　省　略　）

建設業の働き方改革等の実現に向けた取組の実施について（協力依頼）

日頃より、労働基準行政及び建設業行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年４月から、建設業にも時間外労働の上限規制（以下「上限規制」という。概要は参考１のとおり。）の適用が開始されました。これまでの働き方改革の取組によって、建設業の労働時間は大きく減少していますが、なお高水準であり、令和６年４月から同年８月までの間で、全産業に比べ 12.6 時間長い状況です（厚生労働省「毎月勤労統計調査」パートタイムを除く一般労働者）。また、建設業では就業者の高齢化も進み、将来の担い手確保も懸念されており、働き方改革の推進や処遇の改善が必要不可欠です。

こうした実態を踏まえ、厚生労働省と国土交通省では、適正な工期設定など、建設業で働く方の労働環境の改善に向けた取組への御協力を呼びかけており、今後も別添のリーフレット及び啓発動画「はたらきかたススメ ver２（建設業編）」（https://www.youtube.com/watch?v=mQrAWj4y_MQ）（ポータルサイト「はたらきかたススメ」（https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/）にも掲載。）により周知広報を行ってまいります。

つきましては、貴職におかれましても、適正な工期の確保、建設業で働く方の処遇改善に向けて、下記の点につき、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

併せて、貴都道府県内の市区町村、地方公社等に対しても、別添のリーフレット及び啓発動画を周知いただき、下記の点について御理解と御協力を得られるよう、お力添えをお願いいたします。

記

１　建設労働者の長時間労働の改善について

建設労働者の長時間労働改善に向けて、令和６年３月 27 日に改定された「工期に関す

る基準」（参考２）に基づき、週休２日を確保し、受注者及びその下請負人が上限規制を遵守できる工期の設定に御協力をお願いいたします。また、週休２日工事及び交替制工事の導入とその対象工事拡大に取り組むようお願いいたします。

上限規制の遵守という観点においては、猛暑日、降雨日・降雪日、河川の出水期や寒冷・多雪地域における冬季休止期間など自然的要因における不稼働によって、作業が他の期間に集中する可能性があることや、技能者や重機のオペレーターの現場への移動時間も労働時間に該当しうることにも御配慮ください。

また、「工期に関する基準」においては、工事の前工程で工程遅延が発生し、適正な工期を確保できなくなった場合は、遅延の理由を明らかにしつつ、必要に応じて工期の延長などを行うことが求められていることから、工程の遅れが発生したことで受注者から協議の申出があった場合には、適切に協議に応じるとともに、状況に応じ、必要な契約変更を実施するようお願いいたします。

２　建設労働者の賃上げについて

本年 10 月１日から順次、地域別最低賃金が改定され、全国加重平均で 5.1%引き上げられたところですが（参考３）、建設業の将来の担い手確保には、長時間労働の改善とともに、建設労働者、特に技能労働者の処遇改善に向けた更なる賃上げが必要です。

そのためにも、建設事業者は、賃上げの原資となる適切な請負代金を受領する必要があります。建設労働者の賃上げに向けて、労務費については引き続き最新の公共工事設計労務単価を反映させた価格設定とし、適切な行き渡りに御協力をいただくとともに、原材料費、エネルギーコスト等については市場での取引価格を反映させた価格設定とするなど、適正な請負代金を設定いただきますようお願いいたします。併せて、資材費等の変動があった場合の請負代金の変更に係る契約条項を適切に設定いただくとともに、当該条項の運用に係る基準をあらかじめ設定し、それらに基づいて受注者から請負金額の変更の協議の申出があった場合には、誠実に御対応いただきますようお願いいたします。

３　建設労働者の労働災害防止について

建設業における労働災害は減少傾向にありますが、労働災害による死亡者数は、いまだ建設業が最も多い状況にあり（令和５年の労働災害による死亡者数は全産業 755 名中、建設業で 223 名）、引き続き労働災害の防止の徹底が求められています。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第３条第３項の規定では、仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等（請負金の費目等を含む）について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないこととされています。

また、「工期に関する基準」においても、建設工事に当たっては、労働安全衛生法等を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定することで施工の安全性を確

保することが必要であり、受発注者間における契約の締結に当たっては、安全及び健康の確保に必要な期間や経費が適切に確保されることが必要であるとされています。

そのため、請負代金に安全衛生経費として必要な金額を設定し、また、工期に、労働安全衛生法等で定める基準等を遵守した安全衛生設備等の準備に必要な期間や、猛暑日等の自然要因における不稼働を考慮した期間を確保するなど、御配慮をお願いいたします。なお、安全衛生経費については、各専門工事業団体に対して、昨年８月に「安全衛生対策項目の確認表」の作成、本年３月に安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成を依頼しているところです。これも踏まえ、安全衛生経費の適切な支払いに取り組んでいただくようお願いいたします（参考４）。

（参考１）建設業における時間外労働の上限規制について

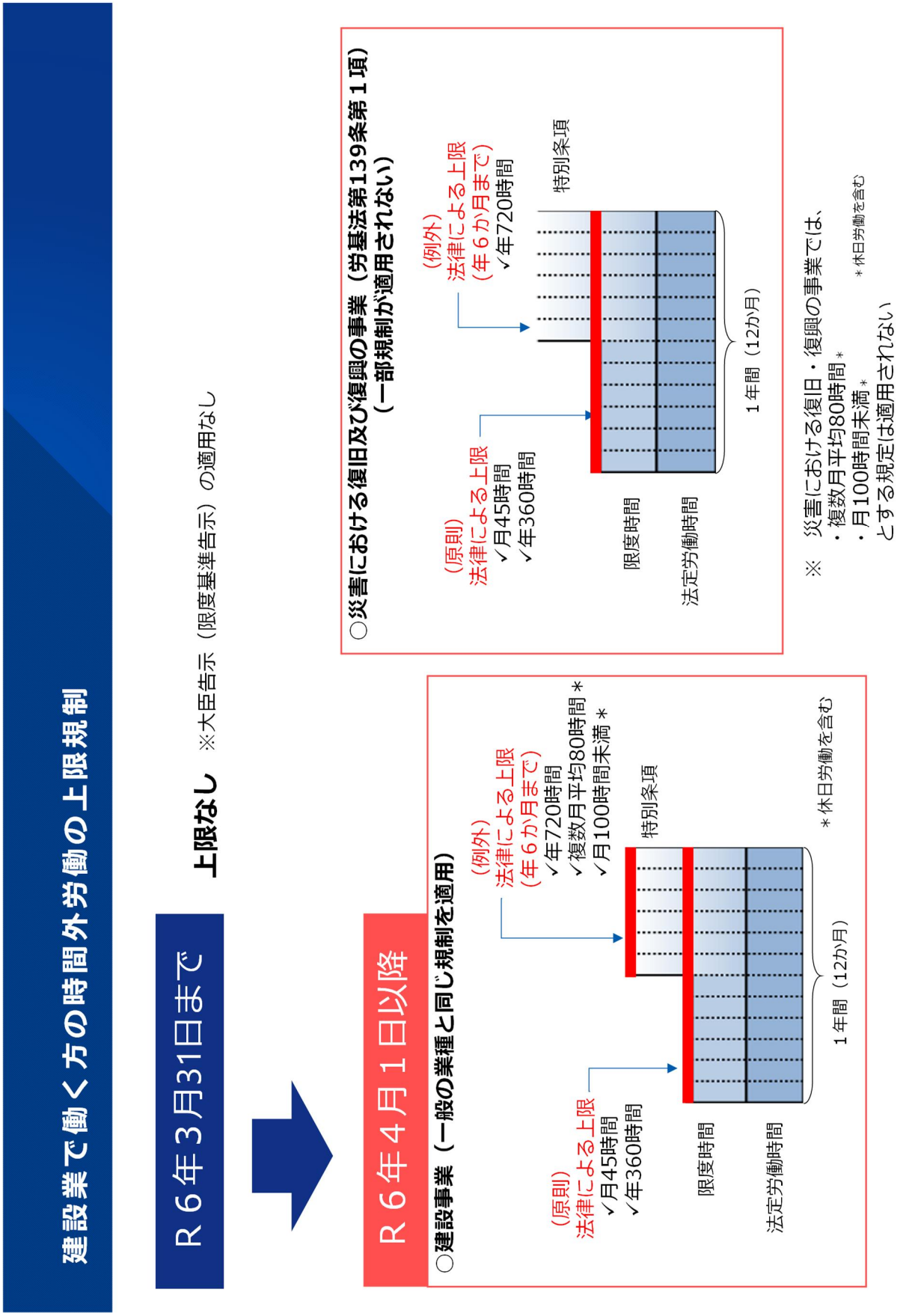

詳細は、パンフレット「建設業　時間外労働の上限規制わかりやすい解説」（https://www.mhlw.go.jp/content/001116624.pdf）もご参照ください。

労働基準法第33条第1項について

- **労基法第33条第１項（災害など臨時の必要がある場合の時間外労働等）と労基法第36条（36協定による時間外労働等）は、それぞれ独立した労基法第32条（労働時間）及び第35条（休日）の免罰規定**であり、労基法第33条第１項に基づき労働基準監督署長に許可申請等を行った場合は、**36協定で定める限度と別に時間外・休日労働を行わせることが可能となる。**

労働基準法第33条第１項

災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、**行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる。**ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

労働基準法第33条第１項の許可基準の概要

●単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めない。

●地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応（差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。）、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認める。　など

※　除雪作業や、防疫作業を行う場合にも、労基法第33条第１項を適用することができる。

労働基準法第33条第１項と第139条第１項の違いについて

	労基法第33条第１項	労基法第139条第１項
対象	災害その他避けることのできない事由 によって、臨時の必要がある場合	災害における復旧及び復興の事業
手続	事前の許可又は事後の届出	36協定を届出
効果	**36協定で定める限度と別に** 時間外・休日労働を行わせることができる	**36協定で定める範囲内**で 時間外・休日労働を行わせることができる
上限規制 の取扱い	適用なし	【適用なし】 ・単月100時間未満 ・複数月平均80時間以内 【適用あり】 ・年720時間の上限 ・月45時間超は６か月の限度

労働基準法第33条第１項と第139条第１項の関係図（イメージ図）

- 労基法第139条第１項は災害の復旧・復興に関する工事については事業の段階を問わず適用可能。
- 一方、労基法33条第１項は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要があると認められる場合に適用できるものであり、災害からの緊急的な機能回復を図るための復旧工事などに限られる。

労基法第139条第１項の対象
（災害における復旧および復興の事業）

災害復旧事業

災害復旧事業のうち、
労基法第33条第１項の対象

（例）緊急的な機能回復のための災害復旧工事

（例）**都道府県等との災害協定・防疫協定や契約等に基づく**

除雪作業

家畜伝染病に係る防疫措置

など

（例）緊急的な機能回復がある程度完了した段階で発注される被災した施設を原形に復旧する工事 など
※労基法第33条第１項の対象とはならない

災害復興事業

（例）復興事業段階の工事
※労基法第33条第１項の対象とはならない

工期に関する基準（令和2年7月　中央建設業審議会 作成・勧告）概要

国土交通省

（参考２）「工期に関する基準」について

本基準は、適正な工期の設定や見積りをするにあたり、発注者 及び 受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第１章　総論

（１）背景
（２）建設工事の特徴
　（ⅰ）多様な関係者の関与
　（ⅱ）一品受注生産
　（ⅲ）工期とコストの密接な関係
（３）建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
　（ⅰ）公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方
　（ⅱ）公共工事における考え方
　（ⅲ）下請契約
（４）本基準の趣旨
（５）適用範囲
（６）工期設定における受発注者の責務

第２章　工期全般にわたって考慮すべき事項

（１）自然要因：	降雨日・降雪日、猛暑日、河川の出水期における作業制限　等
（２）休日・法定外労働時間：	改正労働基準法に基づく法定外労働時間 建設業の担い手一人ひとりの週休２日（４週８休）の確保
（３）イベント：	年末年始、夏季休暇、GW、農業用水等の落水時期　等
（４）制約条件：	鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 スクールゾーンにおける搬入出時間の制限　等
（５）契約方式：	設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、 分離発注　等
（６）関係者との調整：	工事施工前に実施する計画に関する地元説明会　等
（７）行政への申請　：	新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに 要する時間　等
（８）労働・安全衛生：	労働安全衛生法等の関係法令の遵守、 安全確保のための十分な工期の設定　等
（９）工期変更：	当初契約時の工期での施工が困難な場合、工期の延長等を含め、 適切に契約条件の変更等について受発注者間で協議・合意
（１０）その他：	施工時期や施工時間、施工方法等の制限　等

第３章　工程別に考慮すべき事項

（１）準備
　（ⅰ）資機材調達・人材確保
　（ⅱ）資機材の管理や周辺設備
　（ⅲ）その他

（２）施工
　（ⅰ）基礎工事　（ⅱ）土工事　（ⅲ）躯体工事
　（ⅳ）シールド工事　（ⅴ）設備工事　（ⅵ）機器製作期間・搬入時期
　（ⅶ）仕上工事　（ⅷ）前面及び周辺道路条件の影響　（ⅸ）その他

（３）後片付け
　（ⅰ）完了検査　（ⅱ）引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
　（ⅲ）原形復旧条件

第４章　分野別に考慮すべき事項

（１）住宅・不動産分野　（２）鉄道分野　（３）電力分野　（４）ガス分野

第５章　働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理　※詳細は「工期に関する基準」の別紙として整理

第６章　その他

（１）著しく短い工期と疑われる場合の対応
　駆け込みホットラインの活用
（２）建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応
　受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
（３）基準の見直し
　本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）

国土交通省

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和２年７月作成）。
- 令和６年４月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年３月に同基準を改定。

第１章　総論

（１）背景
（２）建設工事の特徴
（３）**建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
（４）本基準の趣旨
（５）適用範囲
（６）**工期設定における受発注者の責務**

- 本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

- 受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- 受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
- 発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。
- 発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第２章　工期全般にわたって考慮すべき事項

（１）**自然要因**
（２）**休日・法定外労働時間**
（３）イベント
（４）制約条件
（５）契約方式
（６）関係者との調整
（７）行政への申請
（８）**労働・安全衛生**
（９）工期変更
（１０）その他

- 自然要因（猛暑日）における不稼働を考慮して工期設定。
- 十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。
- 勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第３章　工程別に考慮すべき事項

（１）**準備**　（２）施工　（３）後片付け

- 会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第４章　分野別に考慮すべき事項

（１）住宅・不動産（２）鉄道（３）電力（４）ガス

第５章　働き方改革・生産性向上に向けた取組について

（優良事例集）

- 各業界団体の取組事例等を更新。

第６章　その他

（１）著しく短い工期と疑われる場合の対応
（２）**建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
（３）基準の見直し

- 資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

（参考３）最低賃金の改定について

令和６年度　地域別最低賃金　改定状況

都道府県名	改定額【円】 ※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額		引上げ額【円】	引き上げ率【%】	発効年月日
北海道	1010	（ 960 ）	50	5.2	令和6年10月1日
青　森	953	（ 898 ）	55	6.1	令和6年10月5日
岩　手	952	（ 893 ）	59	6.6	令和6年10月27日
宮　城	973	（ 923 ）	50	5.4	令和6年10月1日
秋　田	951	（ 897 ）	54	6.0	令和6年10月1日
山　形	955	（ 900 ）	55	6.1	令和6年10月19日
福　島	955	（ 900 ）	55	6.1	令和6年10月5日
茨　城	1005	（ 953 ）	52	5.5	令和6年10月1日
栃　木	1004	（ 954 ）	50	5.2	令和6年10月1日
群　馬	985	（ 935 ）	50	5.3	令和6年10月4日
埼　玉	1078	（ 1028 ）	50	4.9	令和6年10月1日
千　葉	1076	（ 1026 ）	50	4.9	令和6年10月1日
東　京	1163	（ 1113 ）	50	4.5	令和6年10月1日
神奈川	1162	（ 1112 ）	50	4.5	令和6年10月1日
新　潟	985	（ 931 ）	54	5.8	令和6年10月1日
富　山	998	（ 948 ）	50	5.3	令和6年10月1日
石　川	984	（ 933 ）	51	5.5	令和6年10月5日
福　井	984	（ 931 ）	53	5.7	令和6年10月5日
山　梨	988	（ 938 ）	50	5.3	令和6年10月1日
長　野	998	（ 948 ）	50	5.3	令和6年10月1日
岐　阜	1001	（ 950 ）	51	5.4	令和6年10月1日
静　岡	1034	（ 984 ）	50	5.1	令和6年10月1日
愛　知	1077	（ 1027 ）	50	4.9	令和6年10月1日
三　重	1023	（ 973 ）	50	5.1	令和6年10月1日
滋　賀	1017	（ 967 ）	50	5.2	令和6年10月1日
京　都	1058	（ 1008 ）	50	5.0	令和6年10月1日
大　阪	1114	（ 1064 ）	50	4.7	令和6年10月1日
兵　庫	1052	（ 1001 ）	51	5.1	令和6年10月1日
奈　良	986	（ 936 ）	50	5.3	令和6年10月1日
和歌山	980	（ 929 ）	51	5.5	令和6年10月1日
鳥　取	957	（ 900 ）	57	6.3	令和6年10月5日
島　根	962	（ 904 ）	58	6.4	令和6年10月12日
岡　山	982	（ 932 ）	50	5.4	令和6年10月2日
広　島	1020	（ 970 ）	50	5.2	令和6年10月1日
山　口	979	（ 928 ）	51	5.5	令和6年10月1日
徳　島	980	（ 896 ）	84	9.4	令和6年11月1日
香　川	970	（ 918 ）	52	5.7	令和6年10月2日
愛　媛	956	（ 897 ）	59	6.6	令和6年10月13日
高　知	952	（ 897 ）	55	6.1	令和6年10月9日
福　岡	992	（ 941 ）	51	5.4	令和6年10月5日
佐　賀	956	（ 900 ）	56	6.2	令和6年10月17日
長　崎	953	（ 898 ）	55	6.1	令和6年10月12日
熊　本	952	（ 898 ）	54	6.0	令和6年10月5日
大　分	954	（ 899 ）	55	6.1	令和6年10月5日
宮　崎	952	（ 897 ）	55	6.1	令和6年10月5日
鹿児島	953	（ 897 ）	56	6.2	令和6年10月5日
沖　縄	952	（ 896 ）	56	6.3	令和6年10月9日
全国加重平均	1055	（ 1004 ）	51	5.1	－

（参考４）安全衛生経費の適切な支払いについて

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために
安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約350人※もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の３に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

※ 2019年～ 2023年における建設業の死亡災害発生件数の平均

○労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

1　元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

2　下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

3　契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された「労働災害防止対策に要する経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

4　契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成手順」を作成し、各専門工事業団体に作成・活用を依頼しています。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する国土交通省の取組は下記HPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

安全衛生経費についてのお問い合わせ先

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室電話番号 03（5253）8111（内線24813、24816）

建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて

国土交通省

〇建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提。

〇建設工事における安全衛生経費の適切な支払のため、「確認表」と「標準見積書」の作成・普及を推進。

【経緯】

〇「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（平成29年6月閣議決定）において、『安全衛生経費については、（中略）適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施すること。』とされた。

〇このことから、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」（平成30年～令和4年）及び「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」（令和4年～）で実効性のある施策を検討。

〇「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を推進。

- 令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「説明書」を公表し、建設業者団体に作成・ 活用を依頼。
- 令和6年3月に「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を作成し、建設業者団体に「標準見積書」の作成・活用を依頼。

【 安全衛生対策項目の確認表 】

- 各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「確認表」を作成
- 見積条件の提示の際に、安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を元下間において確認

【 安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」 】

- 各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「標準見積書」を作成
- 下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示

↓

安 全 衛 生 経 費 の 適 切 な 支 払

安全衛生対策項目の確認表の作成・普及

国土交通省

○「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）」及び「説明書」を令和5年8月に公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。

・各専門工事業団体に対して、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種※の確認表を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくよう依頼。

・すべての建設企業に対して、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。

※ 専門工事業団体等の協力を得て、5工種（型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅）の確認表を先行的に検討・作成。

国土交通省 Press Release
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和５年８月９日
不動産・建設経済局建設市場整備課

建設工事における「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」を作成しました

建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」を作成しました。

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。

このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を開催し、令和４年６月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。

今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）（別添１）」及び「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）説明書（以下「説明書」という）（別添２）」を作成しました。

各専門工事業団体に対しては、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表（別添３）を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いしているところです。

また、すべての建設企業に対しては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いしているところです。

○○工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
安全衛生管理体制	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用				
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幅ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
	警報設備				
	避難用設備				
	火災防止				
	危険物の対処（立入禁止措置）				
機械並び有害物	調査の実施（埋設物調査・試掘等）				
	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
職場環境の形成のための措置 健康の保持増進のための措置・快適な	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩室、仮眠設備				
	職場生活支援施設（トイレ、洗面所等）				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
その他	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				
追加項目（当該工事で確認が必要な項目）		注文者	下請	注文者	下請

安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及

国土交通省

○「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を令和6年3月に作成し、建設業者団体に作成・活用を依頼。

・各専門工事業団体に対して、「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」及び先行的に作成した工種※の標準見積書を参考に、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を検討、作成いただくよう依頼。

・すべての建設企業に対して、「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、建設工事の現場において、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、安全衛生経費を見積書に内訳明示することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。

※ 専門工事業団体等の協力を得て、2工種（型枠、左官）の標準見積書を先行的に検討・作成。

【国土交通省において作成した作成手順】

安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順

1．安全衛生経費を内訳明示した見積書とは

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費について、適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳として明示した「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいます。

安全衛生経費を内訳として明示した見積書（標準見積書）とは、下請負人が元請負人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、安全衛生経費をしっかりと確保できるようにしていこうとするためのものです。

なお、労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けていることから、安全衛生経費は、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常認められる原価」に含まれるものです。

2．内訳明示する安全衛生経費の算出方法

安全衛生経費は、その範囲が必ずしも明確ではないため、元下間の安全衛生経費に関する認識のズレが生じ、ひいては下請までの適切な支払いに繋がっていないことが考えられます。

このため、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意するとともに、できる限り明確にする必要があります。

以下に、安全衛生経費の算出方法を例示します。

【先行的に作成した工種の標準見積書（案）「左官工事」（令和6年3月時点）】

御　見　積　書　（案）

令和　　年　　月　　日

○○建設株式会社　御中

○ ○左官工業株式会社
☑ ○○県○○市○○区二丁目4番45号
TEL ○○○○
FAX ○○○○
□ ○○県○○市○○区2番20号
TEL ○○○○
FAX ○○○○
□ ○○県○○市○○区六丁目34番48－4号
TEL ○○○○
FAX ○○○○
担当者

見積金額　¥○○○

工事名

工期　令和　　年　　月　　日
　　令和　　年　　月　　日

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
左官工事	別紙内訳書のとおり					
材料費		1	式		○○○	
労務費		1	式		○○○	
一般管理費		1	式		○○○	
安全衛生経費		1	式		○○○	安全衛生経費 内訳書より
法定福利費		1	式		○○○	
合計					○○○	

国土交通省において作成した作成手順では、安全衛生経費の内訳として以下の算出方法を例示

①個別工事現場（作業場）における安全衛生経費
②個別工事現場（作業場）における建設技能者に係る安全衛生経費
③店社で支出する安全衛生経費